

答 申 第 1 3 8 号

平成 22 年 11 月 26 日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成 22 年 3 月 12 日付神国文観第 501 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成 17 年度実施の須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者応募にかかる、
 - ・ 指定申請書・事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）
 - ・ 採点表（審査基準を含む）
 - ・ 指定管理者候補者選定委員会議事録
- (2) 平成 21 年度実施の須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者応募にかかる、
 - ・ 指定申請書・事業計画書（ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体提出分）
 - ・ 採点表（審査基準を含む）
 - ・ 指定管理者候補者選定委員会議事録

上記公文書についての部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）に記載された運営組織のシフト体制、及び別表 1 に掲げる非公開情報のうち、公開すべき部分と示した情報は、公開すべきである。その余の情報について、非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。

「国際文化観光局文化観光部観光交流課所管の平成 17 年度及び平成 21 年度実施の須磨海浜水族園の指定管理者募集にかかる以下の書類一式

- ・ 審査基準
- ・ 指定管理者候補に選考された申請者の申請書類一式
- ・ 採点表
- ・ 当該選考委員会の議事録」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、

ア 平成 17 年度実施の須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者応募にかかる、

- ・ 指定申請書・事業計画書（財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分）
- ・ 採点表（審査基準を含む）
- ・ 指定管理者候補者選定委員会議事録

イ 平成 21 年度実施の須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者応募にかかる、

- ・ 指定申請書・事業計画書（ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体提出分）
- ・ 採点表（審査基準を含む）
- ・ 指定管理者候補者選定委員会議事録

を特定し、上記公文書の一部の情報を非公開とする部分公開決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 22 年 1 月 28 日付の異議申立書、平成 22 年 6 月 26 日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

異議申立てに係る処分を取り消し、公開するとの決定を求める。本件処分は、条例の解釈適用を誤ったものであり、全部公開をすべきである。本件「決定通知書」に記載の

「公開しない理由」は、その非公開事由として掲げている条例の条項に該当しない。

(1) 個人識別情報について、公開する必要はない。

(2) 予定再委託企業・団体情報、予定提携企業、団体情報

条例は第1条に定めるとおり、行政の市民に対する説明責任の一環として公開が認められているものである。そうであれば、どのような企業が申請しているのか市民の重大な関心事項である。また、そのような企業情報を知ることにより、事前に不適切な企業であれば排除することも可能である。そして企業においても、神戸市に条例があることは事前に知ったうえで申請をしているのであるから、その情報について公開されることは、想定範囲内である。

(3) 従事者配置計画・収支予算書

公的な施設の管理に際して、どのような人員を投下し、どのような収支計画を持って行われるのかは、市民の重大な関心事項である。本来神戸市が運営していれば、公開されたであろう情報を民間に委託することにより、非公開となる理はない。これらの情報が明らかにならなければ神戸市の指定管理料が適切かどうかの判断について市民が行うことはできない。また、(2)と同様に条例の制定により、申請企業が公開を欲しないのであれば、指定管理者に応募しなければよいだけである。

(4) 集客力の向上・飼育展示・学芸普及・施設の魅力向上のための投資・調査研究に関する内容

これらの事項は、指定管理者選定の際の重要な項目であり、これらを公開しなければ指定管理者として適正かどうか、市民が判断することはできない。事前の公募内容に明記されている事項であり、市民としては最も関心の高い部分である。また、条例の制定により、申請企業も公開されるであろうことを事前に理解したうえで、当該指定管理者に申請を行っており、不測の損害を与えるものではない。

(5) 採点表及び議事録における指定管理者候補者以外の申請者名

指定管理の指定において、他の企業との比較の観点から指定されていることが明らかであり、その内容を市民としては、把握したうえでその適正について判断をすべきである。議事録の内容により、社会的評価に影響を与えるおそれ公開できないのであれば、公開して社会的評価の影響を与えるおそれのない情報しか公開できないこと、つまり無難な情報しか公開できないということであり、条例の趣旨を没却するものである。

(6) 議事録中における選定委員名

選定委員は、指定管理者制度において重要な役割を担うものであり、どのような人間がどのような判断をしているのか市民の重大な関心事項である。また発言中に不適切な発言があるのであれば、市民として監視し、委員選任について疑義を呈することも市民の役割と考える。本来であれば、委員会についても公開して透明性を高めるべき事項である。また、公開したとしても特定の者に利益を与えたり不利益を与えるも

のではないと考える。

(7) 申請者の団体情報、財務諸表に対する評価・分析

会社の財務諸表は会社法第 404 条により公開が義務づけられている。そのように公開されている情報であるから、敢えて非開示にする理由はない。また、学識経験者の分析についての正確性、妥当性について市民が監督する以外に客観的監督は考えられない。財務諸表については、会社経営の事実としての結果であり、人ごとに評価が異なる類のものではない。また、市民として最も関心の高い分野であり、公開すべきである。

(8) 実施機関から提出された非公開理由説明書について、概括的、一般的な記載であり、説明書であるからには、どのような不利益があるのか、具体的に指摘してもらいたい。しかも、単純におそれというだけで片付けているが、逆に市民が不利益を被るおそれがあることと比較してから結論を出してもらいたい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 22 年 5 月 6 日付の非公開理由説明書、平成 22 年 5 月 24 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 個人名及び個人を特定する情報、個人 E メールアドレス

特定の個人が特定の法人等に所属し、特定の業務に従事していることが明らかになる情報であるため、公にしないことが正当であると認めたものである。(条例第 10 条第 1 号アに該当)

(2) 予定再委託企業・団体情報、予定提携企業・団体情報及び法人等を特定する情報

特定の法人等が、特定の業務内容について特定の法人等と再委託及び提携することが明らかになる情報であり、公にすることにより、信頼関係が損なわれるなど、当該法人等の今後の営業活動に一定の制約が生じる可能性があるため、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認めたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

(3) 従事者配置計画・収支予算書(明細を含む)の一部

法人等が、業務ごとにどのくらいの人材と費用を投入するかの詳細が明らかになる情報で、当該法人等の管理運営上の機密といえるものであり、公にすることにより、当該法人等が今後の事業展開で不利益を被る可能性があるため、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認めたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

(4) 集客力の向上・飼育展示・学芸普及・施設の魅力向上のための投資・調査研究に関する内容の一部

法人等が、集客のためにどこで何を行うか、どういう水族を展示するか、学芸普及

のためにどこでどういう取り組みを行うか、投資項目ごとにどういう内容でどのくらいの費用を投入するか、テーマごとにどういう研究を行うかの詳細が明らかになる情報で、当該法人等が創意工夫を凝らした提案上の機密といえるものであり、公にすることにより、同業他社に模倣されるなど、当該法人等が今後の事業展開で不利益を被る可能性があるため、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認められたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

(5) 採点表及び議事録中における指定管理者候補者以外の申請者名及び申請者を特定する情報

指定管理者候補者以外の申請者が、どのような評価によって指定管理者に選定されなかったが明らかになる情報であり、公にすることにより、当該申請者の社会的評価に影響を与えるおそれがあるため、当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認められたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

(6) 議事録中における選定委員名(発言者が特定されるもの)

特定の選定委員が委員会においてどのような内容の発言をしたかを明らかにする情報であり、公にすることにより、選定委員の今後の委員会における自由な発言・審議に一定の制約が生じる可能性があるため、公にしないことが正当であると認められたものである。(条例第 10 条第 1 号ア及び第 4 号に該当)

(7) 申請者の団体情報、財務諸表に対する評価・分析

申請者の団体情報や財務諸表に対する学識経験者等の評価・分析は、当該法人等の安定性・収益性などの経営状況を明らかにする情報であり、公にすることにより、当該法人等の今後の営業活動に一定の制約が生じる可能性があるため、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害することになると認められたものである。(条例第 10 条第 2 号アに該当)

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、平成 17 年度実施の須磨海浜水族園管理運営業務指定管理者応募に係る、

①「指定申請書(財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分)」(以下「公文書①」という。)

②「事業計画書(財団法人神戸国際観光コンベンション協会提出分)」(以下「公文書②」という。)

③「採点表」(以下「公文書③」という。)

④「指定管理者候補者選定委員会議事録」(以下「公文書④」という。)

及び、平成 21 年度実施の同応募に係る、

⑤「指定申請書(ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体提出分)」

(以下「公文書⑤」という。)

⑥「事業計画書(ウエスコ・名鉄インプレス・アクアート特定業務共同事業体提出分)」

(以下「公文書⑥」という。)

⑦「採点表」(以下「公文書⑦」という。)

⑧「指定管理者候補者選定委員会議事録」(以下「公文書⑧」という。)

以上、公文書①から公文書⑧の一部を非公開とする部分公開決定処分である。

(2) 対象公文書の非公開情報について

審査会对対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした情報は以下のとおりである。

(平成 17 年度公募分)

ア 公文書①についての非公開情報

- ・「申請団体の担当者の職名、氏名、Eメールアドレス」

イ 公文書②についての非公開情報

- ・「申請団体の担当者の職名、氏名、Eメールアドレス」
- ・「海洋生物の研究提携予定先の機関名」
- ・「運営組織の人員数、シフト体制」
- ・「設備管理業務の委託予定先の団体名」
- ・「収支計画の積算内訳の詳細内容、金額」

ウ 公文書③についての非公開情報

- ・「落選団体名」

エ 公文書④についての非公開情報

- ・「落選団体名」
- ・「落選団体の提案内容に関する発言部分」

(平成 21 年度公募分)

オ 公文書⑤についての非公開情報

- ・「申請団体の担当者の職名、氏名、Eメールアドレス」

カ 公文書⑥についての非公開情報

- ・「申請団体の担当者の職名、氏名、Eメールアドレス」
- ・「海洋生物の研究提携予定先の機関名」
- ・「運営組織の人員数」
- ・「設備管理業務の委託予定先の団体名」
- ・「収支計画の積算内訳の詳細内容、金額」
- ・「業務連携予定先の団体名」
- ・「外部アドバイザーを委嘱予定の特定個人名等」
- ・「業務責任者の経歴、実績、職名」
- ・「投資項目毎及び工種毎の投資額、工種毎の概算事業費・施設整備イメージ・仕様・

留意点と実現方策の一部」

- ・「調査研究に関する概要」
- ・「審査員に委嘱予定の特定個人名、役職名」

キ 公文書⑦についての非公開情報

- ・「落選団体名」

ク 公文書⑧についての非公開情報

- ・「落選団体名又は落選団体が識別されうる情報」
- ・「業務提携予定先の団体名」
- ・「外部アドバイザーを委嘱予定の特定個人名」
- ・「提案説明者名又は提案説明者が識別されうる情報」
- ・「落選団体の提案内容に関する発言部分」
- ・「候補団体の提案内容に関する発言部分」
- ・「申請団体の社会的もしくは財務上の評価に関する発言部分」
- ・「発言委員名」

上記の非公開情報のうち、「申請団体の担当者の職名、氏名、Eメールアドレス」(公文書①・②・⑤・⑥)、「外部アドバイザーを委嘱予定の特定個人名等」(公文書⑥・⑧)、「業務責任者の経歴、実績、職名」(公文書⑥)、「審査員に委嘱予定の特定個人名、役職名」(公文書⑥)、「提案説明者名又は提案説明者が識別されうる情報」(公文書⑧)の各情報は、特定個人が識別されもしくは識別され得る情報であることが認められる。申立人は、申立人の主張(1)にあるとおり「個人識別情報」の公開を求めておらず、本件非公開決定に争いが無いものと認められる。したがって、その余の情報について、以下において検討する。

(3)「海洋生物の研究提携予定先の機関名」(公文書②・⑥)の条例第10条第2号アの該当性について

実施機関は、事業計画書に記載された「海洋生物の研究提携予定先の機関名」を非公開としている。申請団体がどの機関にどのような研究について事業参加を働きかけるのかという情報は、当該団体の事業活動上の情報であり、かつ第三者との取引に関する情報である。計画段階におけるこの種の情報は、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第10条第2号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

(4)「運営組織の人員数、シフト体制」(公文書②・⑥)の条例第10条第2号アの該当性について

実施機関は、事業計画書に記載された「運営組織の人員数、シフト体制」を非公開としている。このうち「人員数」についてであるが、どの部署にどの程度の規模の人

員数を配置するかという情報は、事業運営の充実と支出予算の抑制とのバランスを考慮した申請団体にとっての人事管理及び経営戦略上の情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、「シフト体制」についてであるが、本件情報は民間企業等において通常執られている体制であり、特段秘匿すべきものと認められないことから、公開すべきである。

- (5) 「設備管理業務の委託予定先の団体名」(公文書②・⑥)及び「業務連携予定先の団体名」(対象公文書⑥・⑧)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、事業計画書に記載された「設備管理業務の委託予定先の団体名」及び「業務連携予定先の団体名」を非公開としている。申請団体がどの団体に対して、どのような事業内容について事業参加を働きかけようとするのかという情報は、当該団体の事業活動上の情報であり、かつ第三者との取引に関する情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

- (6) 「収支計画の積算内訳の詳細内容、金額」(公文書②・⑥)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、事業計画書中の収支計画書に記載された「収支計画の積算内訳の詳細内容、金額」について非公開としている。申請団体がどのような収入見込みを立て、それに見合った支出について、どのような項目に費用の投入もしくは節減を図りながら実現しようとしているのかという情報は、当該団体にとって業務遂行能力や実現可能性を計数的に表現したものとみることができる。これら積算上の情報は、当該団体の経営ノウハウを生かした財務経理に関する情報であり、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

- (7) 「落選団体名又は落選団体が識別されうる情報」(公文書③・④・⑦・⑧)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、採点表及び議事録に記載されている「落選団体名又は落選団体が識別されうる情報」を非公開としている。仮に本件情報を公にすると、特定された落選団

体に対する評価内容が明らかとなるが、一般的には、評価には酷評がなされることも当然にありうるものであり、本件のように落選を前提として考えるならば、当該団体にとって評価は通常競合他社には知られたくないであろうし、秘匿したい情報であるとみるのが相当である。また、この種の情報は本件応募提案に対する評価にとどまらず、当該団体の企画能力や資力等事業遂行能力など、社会的な評価に影響を与えるおそれがあることも否めない。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

- (8) 「落選団体の提案内容に関する発言部分」(公文書④・⑧)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、議事録に記載されている「落選団体の提案内容に関する発言部分」を非公開としている。審査会が本件公文書を見分したところ、別表 1 に掲げる「公開すべき部分」については、選定委員会における質疑応答の断片的なものに過ぎず、仮に当該非公開部分が公になったとしても、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、公開すべきである。

その余の発言部分については、落選団体の提案内容の創意工夫に関する発言が記載されており、落選団体としては、これらの情報を自ら活用することもないままに、社会に流通していくことは望まないのが通常と認められることから、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

- (9) 「投資項目毎及び工種毎の投資額、工種毎の概算事業費・施設整備イメージ・仕様・留意点と実現方策の一部」(公文書⑥)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

事業計画書には投資について 5 項目、17 工種の提案がなされており、1 工種ごとに投資額、施設整備イメージ、仕様、現状と問題点、投資効果、留意点と実現方策、概算事業費が記載されている。実施機関は、このうち投資項目毎及び工種毎の投資額、概算事業費の全てと、施設整備イメージ、仕様、留意点と実現方策の一部を非公開としている。申請団体がどのような規模の投資をどのような具体的な内容で企画立案しているかという計画段階におけるこの種の情報は、団体にとって創意工夫された経営戦略上の情報であり、通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

- (10) 「調査研究に関する概要」(公文書⑥)の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、事業計画書に記載された「調査研究に関する概要」を非公開としている。本件情報は、施設運営の一環として、海洋生物に関する独自の学術研究に取り組もうとする提案であるが、この種の情報は一般に明らかにされていない先進的、独創

的な研究を提案しているものと考えられ、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

(11) 「候補団体の提案内容に関する発言部分」(公文書⑧) の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、選定委員会において指定管理者の候補となった団体に対する質疑応答において、「学芸員の採用に関する発言」と、「出資に関する発言」を非公開としている。この種の情報は人事管理に関する情報及び資金投資に関する情報であり、計画段階におけるこの種の情報は、団体にとって通常秘匿したい情報であるとみるのが相当である。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

(12) 「申請団体の社会的もしくは財務的評価に関する発言部分」(公文書⑧) の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

実施機関は、議事録に記載されている選定委員による「申請団体の社会的もしくは財務的評価に関する発言部分」を非公開としている。この種の情報は、当該団体の企画提案に対する評価ではなく、当該団体の経営の現状に対する評価であるため、当該団体としては通常競合他社には知られたくない情報であり、秘匿したい情報であると考えられる。このような情報が社会に流通することは、社会的評価に影響を与えるおそれがあることも否めない。

したがって、本件情報を公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当するため、非公開とした決定は妥当である。

(13) 「発言委員名」(公文書⑧) の条例第 10 条第 4 号の該当性について

実施機関は、平成 21 年度の選定委員会の議事録に記載された「発言委員名」を非公開としている。審査会が議事録を見分したところ、選定委員会委員は各々の専門的な見識をもとに、申請団体の提案内容や業務遂行能力等を評価し論じていることが認められる。本件の場合、指定管理者の選定は、公の施設の管理運営を 4 年にわたって託す相手方を選定するものであり、他方、各申請団体にしてみれば、4 年間にわたって一定規模の業務を確保できる機会を得ることになる。このような候補者選定の審査は、各委員の専門的知識や真に自由闊達な議論が確保された状況で行われなければならない。仮に「発言委員名」を公にすることが前提となれば、選定委員による忌憚のない率直な意見や評価に心理的な影響を与え、適正な評価が損なわれるおそれが生じるこ

とを否定しきれないというべきである。

したがって、本件情報を公にすることにより、指定管理者選定段階での自由闊達な審議に著しい支障を及ぼすと認められ、条例第10条第4号に該当するため、非公開とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、本件情報を非公開とした理由として、条例第10条第1号アに該当することもあげているが、上記のとおり条例第10条第4号に該当すると判断したことから、その余について判断するまでもなく当審査会の判断とするものである。

(14) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表1 落選団体の提案内容に関する発言部分

対象公文書名	実施機関が非公開とした情報		公開すべき部分
平成17年度指定 管理者候補者選 定委員会議事録 (公文書④)	2頁	22行目8文字目から30文字目まで	同左
		23行目15文字目から34文字目まで	同左
		25行目1文字目から6文字目まで	—
		25行目8文字目から11文字目まで	—
		25行目38文字目から26行目6文字目まで	同左
		27行目30文字目から32文字目まで	—
		28行目21文字目から24文字目まで	—
		34行目1文字目から13文字目まで	同左
		34行目22文字目から35行目2文字目まで	同左
		36行目1文字目から32文字目まで	同左
		37行目1文字目から17文字目まで	同左
		37行目28文字目から38行目4文字目まで	同左
		39行目13文字目から25文字目まで	—
		39行目29文字目から35文字目まで	—
		40行目5文字目から27文字目まで	同左
平成21年度指定 管理者候補者選 定委員会議事録 (公文書⑧)	1頁	(2) 質疑応答部分の1行目20文字目から25文字目まで	同左
		同 15行目7文字目から17文字目まで	同左
		同 17行目1文字目から19行目4文字目まで	17行目1文字目から13文字目まで
		同 23行目1文字目から3文字目まで	—
		同 25行目1文字目から3文字目まで	—
		同 25行目27文字目から28文字目まで	—
		同 27行目7文字目から17文字目まで	—
		同 28行目1文字目から11文字目まで	—
		同 30行目8文字目から9文字目まで	—
		同 31行目20文字目から21文字目まで	—
		2頁	同 1行目2文字目から3文字目まで
	同 2行目8文字目から9文字目まで		—
	同 8行目1文字目から16文字目まで		—
	同 9行目1文字目から4文字目まで		同左
	5頁	(2) 質疑応答部分の7行目11文字目から15文字目まで	同左
		同 8行目1文字目から20文字目まで	同左
		同 12行目5文字目から18文字目まで	同左
		同 12行目31文字目から13行目11文字目まで	—
		同 16行目1文字目から17行目30文字目まで	同左
		同 29行目8文字目から12文字目まで	—
		同 30行目1文字目から18文字目まで	30行目1文字目から13文字目まで
		同 30行目26文字目から40文字目まで	30行目26文字目から32文字目まで 同 39文字目から40文字目まで

※ 行冒頭に記載された「《問》」「《答》」「・」は、文字数に含まない。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成22年3月12日	—	* 諮問書を受理
平成22年5月11日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成22年5月24日	第240回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成22年6月25日	第241回審査会	* 審議
平成22年6月29日	—	* 申立人から意見書を受理
平成22年8月18日	第242回審査会	* 審議
平成22年9月16日	第243回審査会	* 審議
平成22年10月25日	第244回審査会	* 審議
平成22年11月22日	第245回審査会	* 審議